

機関番号：32676

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19730007

研究課題名（和文） 日本中世の紛争処理における「濫訴」の定位

研究課題名（英文）

Position of "Abuse of Legal Proceedings" in Dispute Resolution in Medieval Japan

研究代表者

山本 弘 (YAMAMOTO HIROSHI)

星薬科大学・薬学部・講師

研究者番号：80363307

研究成果の概要（和文）：

鎌倉幕府は、法制定段階では様々な手段を講じて威嚇効果的に「濫訴」防止を企図しながらも、運用段階ではごく一部の悪質性の高い「濫訴」を除き積極的な制裁を科すまでには至っていなかった。本研究はこれまでの中世法・中世裁判権力研究の成果をトレースし補強したものと位置づけられるが、「濫訴」の分析という幕府権力の検討を行う新たな視点が提供できた。「濫訴」を介した研究のさらなる深化は可能であると考え。また、検討対象が鎌倉幕府裁判に終始しており、室町期をほとんど対象とできなかった。反省すべき点であり今後の課題としたい。

研究成果の概要（英文）：

To prevent "Abuse of legal proceedings", the Kamakura Shogunate enacted various laws. In that case, the threat effects to litigants were planned. However, it punished only to extremely malignant "Abuse of legal proceedings" at the stage of operation. It doesn't punish to other "Abuse of legal proceedings". This research is located with the one that traces study results of the legal system in the Middle Ages and reinforced it. In addition, a new viewpoint " Abuse of legal proceedings " was able to be offered as an analysis aspect of the shogunate power. It is thought that the research can be deepened by using the concept " Abuse of legal proceedings " in the future. Moreover, only the trial of the Kamakura Shogunate is targeted, and the Muromachi Shogunate is hardly examined. It is a point that should be reflected and I want to assume future tasks.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	2,400,000	510,000	2,910,000

研究分野：日本法制史

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：「日本法制史」「中世」「濫訴」「紛争処理」「訴訟制度」「裁許前誓約」「土地境界紛争」「堺相論」

## 1. 研究開始当初の背景

本研究を開始する以前、私は日本中世における土地境界の争いについて研究を行ってき

た。日本中世における境界紛争（堺相論）の実態を考察することは、当該期の訴訟制度の一端を明らかにできるだけでなく、当該期の

社会や権力主体の性格を解明する点においても有益である。とりわけ、鎌倉幕府の定めた訴訟処理方法である「堺打越制度」は重要な示唆を与えてくれる。「堺打越制度」とは、鎌倉幕府に提起された堺相論が「濫訴」であった場合、押領を企図していた面積と同等の別の所領を「濫訴した者」から「濫訴された者」へ移転するというものである。判決の強制力に乏しい幕府は、頻発する堺相論の「濫訴」への対応策として、堺相論の両当事者から、前もって判決に服する旨記載した「打越請文」なるものを提出させていた。「打越請文」が提出されない場合は当該相論を「濫訴」と判断していたのである。判決の担保として「打越請文」を提出させたことは、幕府の裁判権の限界と伸張を示すものであろう。

一方、「堺打越制度」は、堺相論「濫訴」についての制裁措置であるともいえる。鎌倉幕府の裁判権を考え、その中での境界紛争という訴訟形態を考察する際には、その他の「濫訴」一般の具体的な中身と、その制裁措置についての検討を行うことが必要である。しかし、「濫訴」についてはこれまで十分な研究がなされていなかった。

そこで、申請者は、先に採択された科学研究費「日本中世訴訟制度における濫訴に関する実証的研究」（若手研究(B)、課題番号：16730003)において、これまで研究されてこなかった「濫訴」についての史料渉猟を行い、「濫訴」概念の構築を試みた。裁判の判決史料(裁許状)を中心に、幕府その他の「権力主体」の訴訟処理過程において、どのような訴えが「濫訴」と判断されていたのかを考察したのである。この研究の結果、裁判権力が「濫訴」と認定していた事例には、「ただ単に根拠のない事例」だけではなく、「幕府が訴訟制度上忌避したかった内容」、あるいは、「幕府の統治行為上、遵守させようとしていた社会秩序の根幹に反する訴え」についても「濫訴」と認定していたのではないかと、という示唆が得られた。

しかし、史料を裁判の判決史料にほぼ限定して検討していた点、また、その他の訴訟史料全般と「濫訴」認定裁許事例との比較検討が十分になされていない点、問題点として残存してしまった。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本中世における紛争解決の過程において、裁判権力が「濫訴」として排除していた訴訟事例について実証的かつ多角的な検討を加え、当該期の裁判権力および社会の特徴について明らかにすることを目的としている。

本研究では、これまで研究の手薄であった「濫訴」に関する研究をさらに深化させるものである。とりわけ、「裁判の判決(裁許状)」

だけではなく、「訴訟当事者の提出文書」を含めた訴訟資料全般を検討対象とする。さらに、裁判担当者から「濫訴」とは認定されなかったものの「濫訴」類似の訴訟事例全般についても再検討を加えていく。そして、判決の導出のなかで「濫訴」という言葉を使って排除されていた事例を整理・検討し、訴訟制度全体のなかで定位することを目指す。

また、裁判によって「濫訴」と判断される背景には、「裁判権力側による何らかの思惑」・「社会情勢」が影響を与えていた側面があったと推察できるので、あわせて検討していく。

## 3. 研究の方法

先に採択された研究課題「日本中世訴訟制度における濫訴に関する実証的研究」（若手(B)・2004～2006年度)では裁判の判決史料を考察の中心に据えた。本研究では、前研究で不充分であった当事者提出文書における「濫訴」言及事例についても検討をおこなっている。検討内容を拡充し、より実証的・多角的な考察を加えるためである。そこで、本応募課題は、以下の細分化した3つのテーマに沿って期間を区切り、段階的に目標を達成していく計画手法をとった。

- (1)当事者提出文書における「濫訴」言及事例の検討(平成19年度・平成20年度前期)
- (2)日本中世の訴訟制度における「濫訴」の概念整理(平成20年度後期・平成21年度)
- (3)日本中世の紛争処理における「濫訴」の定位(平成22年度)

段階的な検討を加えていくことは、検討対象への考察をより精緻化させ、理解を深化させるために有益である。また、この段階的な研究手法を用いることは、研究が当初の計画通りに進まなかった場合においても、有効的である。研究の全体的な結論に到達できなかつた場合でも、段階的な成果を得ることができるため、部分的成果としてではあるが公表することが可能となる。どのような形であれ、成果を公表できることは、周辺諸領域の学術研究に寄与できるのであろう。

各段階における詳細な検討内容については以下の通りであった。

- (1)当事者提出文書における「濫訴」言及事例の検討

従来の「濫訴」研究であり検討していない訴訟当事者提出資料において、「濫訴」という言葉に込められていた意味内容を明らかにする。

中世における当事者提出文書を渉猟・収集

し、検討対象とする。まずは刊行史料集（佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』・瀬野精一郎編『鎌倉幕府裁許状集』・竹内理三編『鎌倉遺文』など）を用いる。また、『大日本古記録』などを用い日記史料についても調査対象とする。

さらに、未刊行史料についても、東京大学史料編纂所や各大学などの収蔵史料についても調査対象とし、より広範な史料収集に努める。また、その際に研究者やスタッフと交流を深め、本応募課題関連の情報を収集することに努める。

以上のように蒐集・集積した史料を、年代・地域・当事者身分などで区分し、データベース化しながら、徐々に整理作業を行っていく。

#### (2)日本中世の訴訟制度における「濫訴」の概念整理

これまでの研究で明らかにした「裁判権力からみた濫訴概念」および「訴訟当事者からみた濫訴概念」を検討し、日本中世における「濫訴」の有した概念を解明する。

これまでの研究で得た『裁判権力側の「濫訴」判断事例』と、『訴訟当事者による「濫訴」主張事例』を、相互的視野のなかで検討していく。その際、史料を補充しながら検討を行うことになるが、基本的な史料に限定せず広範な史料収集に心がける。また、研究者や関係者との意見交換に努めるとともに、検討の根幹となる史料については必ず原文書を閲覧し刊本史料に間違いがないか確認を行う。

さらに、集積した史料については随時データベース化していく。

収集した史料については、先行研究や現代的な訴訟制度との関連を視野に入れながら、適宜検討を加えていく。裁判権力と訴訟当事者との間での「濫訴」認識のズレや一致など相違点を検討し、中世の紛争処理において「濫訴」がどのような意味を有していたのかを整理する。

#### (3)日本中世の紛争処理における「濫訴」の定位

これまでの研究成果、および本応募課題の各研究段階での検討結果を基盤に、「濫訴」という概念が示す「中世法の特質」および「中世社会の特徴」について考察していく。

史料の最終的な補完を目指すとともに、最終的な成果を学会その他の研究会で発表する。

構築したデータベースについても、公表できるレベルまで完成度を高める。

最終的には、本応募課題の研究成果を、書籍または論文として公表する。

#### 4. 研究成果

「濫訴」に関する研究は進展したものの、全体的に作業の遅れが生じてしまい、当初予定していた到達点には及ばなかった。大幅な史料蒐集に時間がかかったこと、また「濫訴」という概念設定したいについて再検討を行う必要のあったこと、また、平成20年4月より別府大学文学部助教の職を拝命することができたが、研究機関の異動に伴い諸資料の整理や実生活の構築に時間がかかったこと、などがその理由であろう。

上述「3. 研究の方法」で設定した各研究段階における成果を以下で述べる。

##### (1)当事者提出文書における「濫訴」言及事例の検討

①史料蒐集…毎年蒐集を続け、実証的検討が可能な基盤を確保できた。また、古記録類を含め、適宜、補充的蒐集活動を行ったことにより、史料を網羅できたと考えている。

②史料の検討…個別史料の解釈を随時おこない、個別事例の把握をほぼ終えることができた。

③史料のデータベース化…収集した史料の検討に重点を置いた結果、体系的データベース化作業が遅れてしまい、最終年度までに作業を完成させることができなかった。今後の課題としたい。なおその際、収集した当事者提出史料はもちろん、後述の判決史料群も含めて統合的データベース化作業を行いたい。また、史料自体の校合や正誤についてはもちろんおこなったうえで精度の高いデータベースとしたい。また、史料相互の関係についても視野に入れ、ビジュアル的にもわかりやすいデータベース構築を行っていききたい。

##### (2)日本中世の訴訟制度における「濫訴」の概念整理

①判決史料群…大まかな検討を終え、前研究での見解を補充したものを「鎌倉幕府裁判における「濫訴」に関する一試論」として別府大学文学部史学科『史学論叢』40号にて発表した。

②当事者提出史料群…判決史料群を念頭におきながら検討を行うことによって、訴訟のながれのなかで「濫訴」の当事者による使われ方を捉え直すことができた。当然のことながら使う立場の者たちのコンテクストによって「濫訴」の意味内容は変わっているものの、何らかの法則性を見出すことのできる可能性を感じつつも道半ばの状態である。今後は、さらに検討を進めていきたい。また、「個別の訴訟事例を史料群として位置づけ「濫

訴」に含まれる意味の時系列的検討」、さらには「当事者提出史料群として検討することじたいの是非を含めた総論的考察」を今後の課題としたい。

③総合的な概念整理…判決史料群と当事者提出史料群との関連づけを試みた。そもそも、両者は異なる立場での「濫訴」用例であるため、「両者を巨視的な概念で包摂的に捉えることの是非についての考察」、「概念としての相違点抽出作業」を、継続している状況である。最終的な整理・把握について苦慮しており、結論を出すには未だ時期尚早という嫌いがある。また、補完的観点として、古記録類を含めた総合的・多角的な考察を行っていききたい。

### (3)日本中世の紛争処理における「濫訴」の定位

上述(2)-②および(2)-③における整理・検討を行いながら、同時並行的に「濫訴」の概念整理で得た一定の知見を、段階的に、中世の紛争処理のなかで位置づけている。常に「濫訴概念の構築」と「紛争処理手続の考察」とを相互にフィードバックさせながら検討している。しかしながら、当初企図していた最終的な目的である本作業については、いまだ結論たる見解には到達していない。慚愧の念にたえないが、今後も研究を続けていく。作業を通じ、「日本中世の紛争処理」そのものに対する理解の深化が急務であると痛感している。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

(1)山本弘、「鎌倉幕府裁判における「濫訴」に関する一試論」、『史学論叢』(別府大学史学研究会)、査読なし、第 40 号、2010 年、掲載決定。

[学会発表] (計 2 件)

(1)山本弘、「中世——鎌倉幕府における「越訴の容認」と「濫訴の抑制」を中心に——」、2007 年度-法社会学会学術大会-ミニシンポジウム 4「日本人は訴訟嫌いだったのか?—史料からみる日本人の法意識—」(シンポジウム構成者:高橋裕・林紀昭・山本弘・守屋浩光・林真貴子/コメンテーター:深尾裕造・川村康)、平成 19 年 5 月 12 日、新潟大学。

(2)山本弘、「鎌倉幕府裁判における「濫訴」処理について」、法制史学会 第 59 回総会、

平成 19 年 4 月 22 日、大阪市立大学。

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

山本 弘 (YAMAMOTO HIROSHI)

星薬科大学・薬学部・講師

研究者番号: 80363307

### (2)研究分担者

なし

### (3)連携研究者

なし